

令和5年9月12日

学生・教職員の皆さんへ

学長 浅田和伸

長崎県立大学における生成 AI の利活用について

大学における生成 AI の教学面での取扱いについては、文部科学省が参考として、生成 AI の利活用が想定される場面例や留意すべき観点等を示している（令和5年7月13日付け事務連絡）。また、既に指針等を公表している大学もある。

本学としては、それらの知見も参考とし、現時点では次のように取り扱うこととする。

〈基本的な考え方〉

大学での学びは、基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を修得するとともに、その知識や技能を活用し、自律的に行動できる力を身に付けるものである。「何を学んだか」だけでなく、「何を身に付けることができたのか」こそが重要になる。

生成 AI に限らず新たな技術の進展は、社会に様々な課題を提起することがある。大学は、それらの負の側面に十分注意しつつ、新しい可能性を拓くことにつながり得る技術として、適切な活用を試みるべきであろう。

教育の分野では、生成 AI を適切に活用することで、学修効果を高め、あるいは教職員の業務の効率化につながるなどの効果が期待される。

一方、レポートや論文等の作成に生成 AI のみが使われること等、教育への負の影響が懸念されている。また、現在、必ずしも情報の真偽・正誤の確証が得られない、著作権の侵害についての係争や学術上のオリジナリティーの保護に関する問題が発生している、個人情報などの機密情報が漏洩される懸念があるなどの問題も存在する。

したがって、現時点においては、そうした懸念を十分認識し、慎重な配慮を払った上で、適切かつ有効な利活用を模索すべきである。

〈利活用が想定される場面例〉

生成 AI の利活用が有効と想定される場面としては、例えば次のようなものが考えられる。

○ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援など。

例えば、自分の考えとは反対の意見を生成 AI につくらせ、自分の考えとの比較を行うことにより批判的思考力を育てるといった活用も考えられる。

○生成 AI の原理への理解、生成 AI へのプロンプト（質問・作業指示）に関する工夫や

それによる出力の検証、生成 AI の技術的限界の体験等により、生成 AI を使いこなす観点を教育活動に取り入れること。

○教員による教材開発

○効果的・効率的な大学事務の運営

〈留意すべき観点〉

生成 AI の利活用に関しては、特に次の点に留意する必要がある。

○授業での利用の可否：

授業の特性に応じ、生成 AI の利用の判断は異なり得るであろう。そのため、現時点では、本学においては、各授業における生成 AI 利用の可否及び利用する際の条件設定は、担当教員または所属学科・専攻の判断に委ねることとする。

したがって、それぞれの授業における利用の是非については、担当教員または所属学科・専攻の指示にしたがうこと。

○生成 AI と学修活動との関係：

大学での学びでは、知識生成の過程や洗練化の過程を通して思考能力を高めることが重要である。生成 AI では、情報を収集・整理する作業を自動化し結果だけを表示するため、生成 AI の出力をそのまま用いるなど学生自らの手によらずにレポートや論文等の成果物を作成することは、この思考過程の訓練の機会を逸し、当人が力を身に付けることにならず不適切であり、不正行為として懲戒処分の対象となる可能性がある。また、生成 AI の出力に剽窃や不適切な引用、捏造等に当たる内容が含まれていた場合、当該出力をレポートや論文等に用いれば、意図せずとも不正行為として懲戒処分の対象となる可能性がある。(著作権については後述)

なお、生成 AI による出力をレポートや論文等に用いようとする場合は、その内容の正確性や信頼性について、信頼できる文献等を活用して確認する必要がある。その上で、根拠となるオリジナル文献を引用し、その書誌情報を明示すること。

○利用の開示

文法やスペルのチェックなどの基本的なツールとして利用した場合を除き、レポートや論文等の提出物の一部に生成 AI を利用した場合は、次の例に倣って開示の表記をすること。

[開示方法の例]

【生成 AI 利用の開示】

本資料の作成にあたり、私（氏名）は、□□（生成 AI の名称）を□□（使用目的）のために使用しました。私は、本 AI ツールから得られた内容を吟味し、必要に応じて修正しており、提出物の全責任は私にあります。

○成績評価：

学生がレポートや論文等に生成 AI を利活用した場合には、適切に学修成果を評価するため、利活用した旨や利活用した生成 AI の種類・箇所等を明記させることや、小テストや口述試験等を併用するなど評価方法の工夫を行うことが考えられる。

○技術的境界（虚偽が含まれている可能性）：

大規模言語モデルを活用した生成 AI は、基本的に、ある語句の次に用いられる可能性が確率的に最も高い語句を出力することで、文章を作成していくものであり、AI により生成された内容に虚偽が含まれている又はバイアスがかかっている可能性がある。したがって、こうした技術的境界を把握した上で、インターネット検索等と同様に、出力された内容の確認・裏付けを行うことが必要である。

○個人情報や機密情報の流出・漏洩等の危険性：

生成 AI への入力を通じ、個人情報や機密情報等が意図せず流出・漏洩する可能性があるため、セキュリティ上の留意点として、機密情報や個人情報等を安易に生成 AI に入力することは避ける必要がある。

特に教職員が生成 AI を利活用する際には、個人情報保護法や長崎県公立大学法人情報セキュリティポリシーを踏まえた対応が必要となることに留意すること。

なお、生成 AI の種類によっては、入力の内容を生成 AI の学習に使用させない（オプトアウト）ことも可能である。

○著作権に関する留意点：

他人の著作物の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要である。AI を利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意する必要がある。

大学の授業においては、著作権法第 35 条により許諾なく著作物を複製や公衆送信することができるため、学生や教職員が AI を利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものであったとしても、授業の範囲内で利用することは可能となる。ただし、広くウェブ上に掲載することなどは、著作権者の許諾が必要となる。

○AI に関する基礎的な知識・能力等の習得：

上記の観点のほか、生成 AI を含む AI の利活用に当たっては、学生や教職員が、その最新の動向、AI の普及による可能性とリスク、AI を悪用しないという倫理面、データリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要である。

そうした AI に関する授業科目等については、AI に関する技術の進展や社会での活用状況等を踏まえて、適宜改善を図っていくこととする。

〈今後の見直し〉

生成 AI に関しては今後も急速な進歩が続き、教学面への影響が変化することも想定されるため、本学としては今後も継続的な状況把握に努め、技術の進展などに応じ、対応を適宜見直していく。